

## 教育・保育事業等の提供区域

子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育事業等の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市では、次の理由から市内全域を一つの区域として設定します。

- ①各地域に在住する園児の利用が大半である園はあるものの、市内中心部にある保育所、幼稚園においては、市内各所から園児が通園してきていること。
- ②保護者の就労先等により、利用希望園が異なること。
- ③どの地域においても、市内中心部には車で概ね30分以内で移動できること。